議　　第　３８９　号

令和 ７ 年１１月２８日提出

町の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地が生じたことに伴い、熊本市の町の区域を次のとおり変更する。

熊本市長　　大　西　一　史

あらたに生じた土地	編入する町
熊本市南区畠口町字港２５５４、２５５５、２５５６及び２５７６の２に隣接介在する水路に隣接する道路地先並びに２７９３地先公有水面埋立地 １２，２５７．９５平方メートル	熊本市南区畠口町字港

（提出理由）

公有水面の埋立てにより、市の区域内の町の区域を変更するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。